

諮問第 1 5 6 号

答 申

1 審査会の結論

諮問第 1 5 6 号案件「(仮称) 世田谷区中町三丁目計画 (世田谷区中町三丁目 1 1 5 番 3) の建築構想に関する文書 (令和 3 年度受付第 3 0 6 号及び第 3 0 7 号の行政情報開示請求において開示された文書を除く。)」に係る行政情報等一部開示決定処分に係る審査請求について、非開示とされた部分のうち、別表に掲げる部分について開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求は、令和 5 年 2 月 2 8 日付で審査請求人 (以下「請求人」という。) から世田谷区長に対し審査請求書が提出され、同年 3 月 2 日に受理された。

本件審査請求の趣旨は、世田谷区情報公開条例 (平成 1 3 年 3 月世田谷区条例第 6 号。以下「条例」という。) に基づき、請求人が行った「(仮称) 世田谷区中町三丁目計画 (世田谷区中町三丁目 1 1 5 番 3) の建築構想に関する文書 (令和 3 年度受付第 3 0 6 号及び第 3 0 7 号の行政情報開示請求において開示された文書を除く。)」の行政情報開示請求 (令和 4 年度受付第 1 6 4 号。以下「本件請求」という。) に対し、世田谷区長が令和 4 年 1 1 月 3 0 日付けで行った行政情報一部開示決定処分 (以下「本件処分」という。) のうち、本件処分の取消し、非開示部分の一部開示等を求めるものである。

(2) 審査請求の理由

請求人が、審査請求書等によって主張している審査請求の主な内容は、次のとおりに要約される。

- ① 本件請求に関する文書の特定が不十分であり、追加特定して開示すべきである。特に、本件請求に係る住民説明会における板書の記載については当然に開示すべき行政情報である。
- ② 条例第 7 条第 2 号 (個人に関する情報) に該当するとして非開示とされた部分について、個人識別性の低い情報についても拡大解釈の上同号を適用しており、不当である。
- ③ 条例第 7 条第 3 号 (法人情報) に該当するとして非開示とされた部分については、それぞれの文書に記載された情報のいずれが法人情報に当たるか等の具体的な理由の明示がないことから、処分の見直しを求

める。

- ④ 条例第7条第6号（行政運営情報）に該当するとして非開示とされた部分について、同号は「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるときに非開示とする旨の規定であるところ、意見交換会職員進行表その他の文書においては公知の事実であるか、本意見交換会に出席した者に開示済みと解すべきで、当該おそれは生じ得ない。同号を不当に広い範囲で適用しており、処分の見直しを求める。

3 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、本件処分において非開示とした部分（以下「本件非開示部分」という。）につき、条例第7条第2号（個人に関する情報）、同条第3号（法人情報）及び同条第6号（行政運営情報）に該当するとして本件処分を行った。実施機関が、本件処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している主な内容は、次のとおりに要約される。

- （1）本件請求に関する文書の特定については包括的な請求ではあるものの実施機関としては十分に行っており、漏れなく対象文書として特定していると考える。
- （2）条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政情報を開示しなければならない。」と規定しており、条例は開示請求時の行政情報の開示を原則としている。
- （3）一方で、条例第7条各号では例外的に非開示となる事由を規定しており、同条第2号では「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別することができるもの（ほかの情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を、同条第3号では「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を、同条第6号では「実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を、

の」をそれぞれ非開示情報として掲げている。

- (4) これを本件処分についてみると、本件非開示部分の一部には個人の氏名、住所その他の個人に関する事項が記載されており、当該部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報又は識別し得る情報であることから、条例第7条第2号に該当する。
- (5) また、本件非開示部分の一部には建物内部の平面図、断面図等の情報が記載されており、これは建築物設計者の設計上のノウハウ及び意匠に関する情報であって、公にすることにより、当該設計者の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第3号に該当する。
- (6) さらに、本件非開示部分の一部には意見交換会における事務局としての想定質問及び回答並びに当日の進行方法等が詳細に記載されており、公にすることにより、今後の意見交換会業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当する。なお、請求人は同号に該当する部分について公知であることから開示すべき旨主張するが、将来の同種の事務に支障が生じる恐れがあることから、本件における情報が公知であったとしても非開示理由が消滅するわけではない。
- (7) 以上のことから、本件処分は条例に基づき適正に行われており、本件処分には違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張について検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件審査請求対象文書について

本件審査請求対象文書は、「(仮称)世田谷区中町三丁目計画(世田谷区中町三丁目115番3)の建築構想に関する文書(令和3年度受付第306号及び第307号の行政情報開示請求において開示された文書を除く。)」であるところ、請求人は、本件審査請求対象文書に不足があり、追加で特定した上で再度処分を行うことを求めている。

当審査会が実施機関に聞き取りを行ったところ、本件請求が行われる前の時点では、請求人の主張のとおり、当該建築構想に関する文書として意見交換会に関連して区が作成したものとして、意見交換会におけるメモや板書の写真等があったとのことであるが、本件請求の時点では存在しないとの説明であった。これは、本件請求の対象文書として請求人に開示された意見交換会会議録(本件処分に係る対象文書として、決定通知書別紙1(1)⑫に記載されているも

のの一部)を作成するためのメモとして作成したものであり、作成後に実施機関において廃棄したとの説明であった。かような取り扱いについては特段不当な点が見当たらない。また、実施機関における本件審査請求対象文書の特定に係る手順についても、本審査会が検分したところ特段不当な点は見当たらない。以上のことから、本件審査請求対象文書に不足はなく、追加の特定は不要であることを前提に、本件処分において特定された文書における一部非開示決定の妥当性について、以下判断することとする。

(2) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)が記載された行政情報を非開示とすることを規定している。

審査会が本件審査請求対象文書を見分したところ、本件審査請求対象文書の一部には、個人の氏名、住所、電話番号その他の個人を識別することができる事項が記載されていることを確認した。また、本件審査請求対象文書の一部には、相談者の自宅の位置に関する事項が記載されていることを確認した。これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報又は識別し得る情報であり、条例第7条第2号に掲げる非開示情報に該当すると認められる。

したがって、これらの情報について、条例第7条第2号に該当することを理由に非開示としたことは妥当である。

(3) 条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記載された行政情報を非開示とすることを規定している。

審査会が本件審査請求対象文書を見分したところ、本件審査請求対象文書の一部には、設計事業者が作成した建物の図面として、平面図及び断面図が存在することを確認した。これらの図面に記載されている間取り図その他の建物内部に関する図面に記載されている情報は、建物の外観からは見て取ることができないものであり、公にされていないものであると判断される。

当該図面における間取り図その他の建物内部に関する図面においては、建設又は設計に関する規格、工法及びデザイン等の専門的かつ技術的な情報が詳細に記載されていることから、これらの情報が公開されると、当該事業者の技術

的なノウハウが流出し、競合他社である他の事業者がこれらの情報を模倣する等、当該事業者明らかに不利益を与えるおそれが認められる。

したがって、これらの部分に記載されている情報について、条例第7条第3号に該当することを理由に非開示としたことは妥当である。

(4) 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、公にすることにより、実施機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載された行政情報を非開示とすることを定めたものである。

この点について、実施機関は、本件審査請求の対象文書を開示することで、今後の意見交換会の趣旨を損なうことにつながることから、実施機関の行う事務に支障を及ぼす相当の蓋然性が認められる旨主張している。

そこで、当審査会において審査請求対象文書を見分したところ、本件審査請求対象文書の一部には、意見交換会における想定質問及びその回答に関する情報が記載されていることを確認した。これについては、周辺住民の合意形成に向けた調整等の具体的手法等が記載されており、公にすることにより、将来の同種の意見交換会における周辺住民との円滑な合意形成等が損なわれるおそれがあるものと認められる。よって、これらの情報については、条例第7条第6号に該当することを理由に非開示としたことは妥当である。

一方で、当審査会の見聞により、審査請求対象文書の一部には意見交換会の職員進行表が存在することが判明した。この進行表については、その一部に上記想定質問と同様に周辺住民の合意形成に向けた調整等の具体的手法、手順等に関する情報が含まれており、当該情報については条例第7条第6号に該当して非開示としたことは妥当である。しかし、その余の部分は、会議関係者の挨拶原稿、進行内容等の情報が記載されているに留まるものであり、これらの情報については、公にすることによって、事務上の支障が生じる蓋然性があるとは認められない。

よって、実施機関が条例第7条第6号を理由に非開示とした部分については、別紙に掲げる部分について開示することが妥当である。

したがって、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
令和5年9月25日	・審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。 （諮問第156号）
令和6年3月11日	（令和6年度第10回審査会） ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・実施機関から説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和7年4月17日	（令和7年度第1回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。
令和7年5月14日	（令和7年度第2回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。
令和7年6月10日	（令和7年度第3回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。
令和7年9月4日	（令和7年度第5回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。
令和7年10月9日	（令和7年度第6回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。
令和7年12月11日	（答申第159号） ・審査庁（世田谷区長）に答申した。

世田谷区行政不服審査会

会長 大林 啓吾

副会長 土田 伸也

委員 太田 航平

委員 白石 裕美子

委員 松村 武志

別紙（本件審査請求対象文書のうち、開示すべき部分）

- （１）本件処分に係る行政情報一部開示決定通知書別紙１（１）⑱に係る対象文書中「【第１回目 意見交換会職員進行表】」のうち、以下に掲げる部分。なお、頁数は同文書の下部に記載されたものとする。

１頁の表における「発言者」及び「内容」の文言の部分
１頁の「発言者」欄の「事務局」の文言の部分から３頁の同欄の「専門家（小野）」までの文言の部分
１頁の「内容」欄の「■開会」の部分から３頁の同欄の「■意見交換（ポイント整理）」の１行目までの部分

- （２）本件処分に係る行政情報一部開示決定通知書別紙１（１）⑲に係る対象文書中「【（仮称）世田谷区中町三丁目計画 第２回目意見交換会職員進行表】」のうち、以下に掲げる部分。なお、頁数は同文書の下部に記載されたものとする。

１頁の表における「発言者」及び「内容」の文言の部分
１頁の「発言者」欄の「事務局」の文言の部分から２頁及び３頁の同欄の「専門家（小野）」までの文言の部分
１頁の「内容」欄の「■開会」の部分から２頁及び３頁の同欄の記載の１行目から７行目までの部分並びに１１行目及び１２行目の部分
３頁の「内容」欄の「※意見交換について（ポイント整理）」の１行目から８行目までの部分及び１１行目から１３行目までの部分
５頁の「発言者」欄の「議長（街課長）」の文言の部分
５頁の「内容」欄の「■開会」の部分
５頁の「《終了》」の文言の部分